

広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査の実施について

(案)

平成27年4月15日に検討を開始した東北東京間連系線に係る広域系統整備計画において、有資格応募者である東北電力株式会社から提出される予定の実施案の工事費、工期の妥当性を確認するため、当該業務を委託により行うこととし、以下のとおり、委託先選定のための入札を実施する。

1. 調達方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

2. 入札スケジュール

平成28年4月 6日（水）	公告
平成28年4月12日（火）	入札説明会
平成28年4月25日（月）	入札締切
平成28年4月27日（水）	技術審査のプレゼンテーション
平成28年5月11日（水）	落札者決定
平成28年5月13日（金）迄	落札結果通知

3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、別紙入札説明書一式の通り。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

4. 落札者の決定

総合評価結果に基づく落札者の決定、及び、落札者との契約の締結については、別途、理事会に付議する。

以 上

【添付資料】

別紙1 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札書、仕様書、契約書（案）、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書）

広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査 (東北東京間連系線)

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

内 訳

入 札 説 明 書
入 札 書
仕 様 書
契 約 書 (案)
応 札 資 料 作 成 要 領
評 価 項 目 一 覧
評 価 手 順 書

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」に係る入札公告（平成28年4月6日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件 名 広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）
- (2) 調 査 内 容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調 達 方 式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履 行 期 限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入 札 方 法 入札金額は、「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
- (8) 広域系統整備計画の対象である東北東京間連系線及び関連する広域連系系統の設備を所有する電気供給事業者でないこと、及び当該電気供給事業者の会社法（平成17年法律第86号）で定める子会社等に該当する者でないこと。
- (9) 広域連系系統の新增設工事における請負契約又は広域連系系統の資材の売買契約の受注実績が過去10年間にない者であること。

（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。

（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

3. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限：平成28年4月25日（月）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
・入札書・・・別途封入すること
・提案書

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ
「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査」入札係

5. 技術審査のプレゼンテーションの日時及び場所

平成28年4月27日（水）午後

時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整

6. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

7. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

8. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

9. 入札保証金及び契約保証金 免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約書の提出

- (1) 落札者は、入札説明会時に電力広域的運営推進機関から交付された契約書（案）に必要事項（実施計画書及び履行体制図等）を追加で記載した契約書（案）を電力広域的運営推進機関に

事前提出し、承認を得たうえで、契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10営業日以内に提出しなければならない。

ただし、電力広域的運営推進機関が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

1 2. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、精算払請求書の受領日から30日以内に支払うものとする。

1 3. 入札書等に使用する言語及び通貨

(1) 入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーション及び調査報告書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

1 4. 落札決定の取消し

(1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

1 5. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、平成28年4月14日（木）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、平成28年4月18日（月）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。
- (4) 調査業務対象である実施案の応募を表明している電気供給事業者が、応募を辞退した場合には、各人に連絡の上、本入札を取り止める。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

<http://www.occto.or.jp/oshirase/chotatu/index.html>

(様式)

平成 年 月 日

電力広域の運営推進機関 御中

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札書

入札金額 ¥

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）

契約条項の内容及び貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

(別 添)

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000, 000, 000 z, zzz, zzz	主席研究員 @ xx, xxx * yy 時間 = z, zzz, zzz 主任研究員 @ xx, xxx * yy 時間 = z, zzz, zzz 研究員 @ xx, xxx * yy 時間 = z, zzz, zzz （注1：クラス別、人件費単価については、必ず記載すること。）
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000, 000 z, zzz, zzz	@ xx, xxx * yy 人 = zzz, zzz @aa, aaa * bb 時間 * 100/108 = ccc,ccc （注2：消費税及び地方消費税は別掲のため、単価に含まれている場合、除外のうえ、計上のこと。）
3. 再委託費	○○○業務	xxx, xxx, xxx	株式会社××× xxx, xxx, xxx
4. 一般管理費		00, 000, 000	（1. 人件費＋2. 事業費）の○％ （注3：小数点以下切り捨て）
5. 小計			（注4：入札金額と一致）
6. 消費税及び地方消費税			5. 小計（※） × 8％ （注5：小数点以下切り捨て）
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することはできない。

(様 式)

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

仕様書

1. 件名

広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）

2. 調査目的

本機関は、平成27年4月に東北東京間連系線（以下、「本連系線」という。）を活用して広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者から、本連系線の広域系統整備に関する提起を受けた。また、送配電等業務指針に規定される広域的取引の環境整備に関する検討開始要件においても、長期計画の空容量において開始要件に適合している状況を確認した。

このような状況を踏まえ、本機関は、同年4月に広域系統整備委員会において本連系線に係る広域系統整備の検討を開始し、同年9月に広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定した。

その後、同年12月に、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下、「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下、「事業実施主体」という。）の募集を開始した。現在、東北電力株式会社が、この募集に対しての応募意思を表明しており、平成28年5月に東北電力株式会社から実施案が提出される予定である。

本年8月に実施案を決定するにあたり、提出される予定の実施案の概算工事費及び所要工期について妥当性の評価（別紙1「広域系統整備計画におけるコスト等の検証方法について（第7回広域系統整備委員会資料2」参照）を行う必要があり、評価を行うにあたっては客観性及び透明性が求められることから、コスト等の調査業務を委託する。

3. 調査内容

（1）概算工事費、所要工期の調査対象

「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（別紙2）に基づき、本年5月に提出される予定の実施案における概算工事費及び所要工期について、概算レベルとしての妥当性の調査を行うことを目的として、同規模工事の調査分析等を行う。なお、実施案の内容が提出された後に修正された場合には、修正後の実施案を対象とする。

（2）実施方法

- ① 本機関及び貴社保有の情報、一般に公開されている情報（各種報告書等の文献等）等により過去の類似工事实績額・所要工期（計画段階のものを含む）を収集する（日本国内の実績に限る）。
- ② 鉄塔、電線類の製造メーカー各2社、変電設備の製造メーカー2社から、資材の見積額・納期に関する情報を収集する（日本国内に納入実績のあるメーカーに限る）。
- ③ ①、②以外で、⑤に示す考察に対して追加の情報収集が必要と判断する場合には、本機関に提案のうえ追加で実施してもよい。
- ④ 東北電力株式会社に対し、実施案における概算工事費及び所要工期の算定の考え方等をヒアリングする。ただし、実施案の内容に東北電力株式会社以外の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下、「他者設備」という。）の増強・改造等を含む場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者のうち一般電気事業者に対してもヒアリングを行う。この場合、東北電力株式会社及び他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対するヒアリング設定は広域機関にて行う。

- ⑤ ①～③の情報収集結果を基に、④のヒアリング結果を踏まえ、実施案における概算工事費及び所要工期について、概算レベルとしての妥当性に関して以下を考察する。
- ・ 概算レベルとして妥当な範囲に収まっているか考察する。
 - ・ 基本要件で定めた概算額との比較、差分分析を行う。

(3) 定期的な報告

本機関において総合的に実施案の評価を行うことから、業務の進捗に応じて定期的に報告を行い、調査内容の確認を行うこと。

(4) 報告書の作成

- ✓ 調査結果については、パワーポイント及びPDFファイル形式で報告書に取りまとめる。
- ✓ 当該報告書に使用する言語は日本語とし、内容は、調査、考察結果について、体系的に整理して分析するとともに、イメージ図を含めたわかりやすい図表等を用いるよう努めること。

(5) 報告書のプレゼンテーション

- ✓ 平成28年7月に開催予定の広域系統整備委員会において、報告書にまとめた調査結果についてプレゼンテーションを実施すること。
- ✓ プレゼンテーションに使用する資料は、当該プレゼンテーションを実施する広域系統整備委員会の開催前の別途協議により定めた日までに提出すること。

(6) 本業務に必要な情報の提供

本機関は、本機関が保有する広域連系系統における過去の工事实績額・所要工期（計画段階のものを含む）及び提出される予定の実施案のうち本機関が必要と認める情報を開示する。この場合、開示された情報の取り扱いに関する秘密保持誓約書を事前に提出すること。

(7) その他

本業務の実施にあたって必要となる事項については、適宜、本機関と調整を実施すること。

4. 完了期限（納入物の提出期限）

平成28年8月31日まで

5. 納入物

(1) 納入物の部数

最終報告書の電子媒体（DVD-R等）1枚

(2) 納入場所

電力広域的運営推進機関 事務所（計画部）

6. 特記事項

本仕様書に記載のない事項および疑義については、本機関と協議の上、決定することとする。

以上

第7回広域系統整備委員会
資料2

広域系統整備計画における コスト等の検証方法について

平成27年11月20日
広域系統整備委員会事務局

- 東北東京間連系線及び東京中部間連系設備（FC）に係る「広域系統整備計画の基本要件及び受益の範囲」を9月30日に決定。
- 今後事業実施主体で実施案を作成し提出して頂いた後、FCについては平成28年3月目途に、東北東京間連系線については平成28年8月を目途に、実施案を評価していく必要がある。
- その後、実施案及び費用負担割合を決定し、広域系統整備計画を策定する予定。
- また、計画決定後、定期的に進捗確認を実施し整備計画が確実に実行されるよう、広域機関としては適宜フォローアップをしていくこととなる。

広域系統整備に係るコスト等について、広域機関として透明性、公平性の観点から、しっかりと検証していく必要があるが、設計レベルに応じ以下の2つのフェーズに分けて取り組むこととしたい。

フェーズ1

整備計画の決定に向け、提出された実施案における工事概算額の検証

フェーズ2

計画決定後、進捗把握をしていく中で、ルート調査、用地交渉、実施設計が大方完了し、工事実施計画を策定するプロセスの中で、実施計画工事費、調達プロセスの検証

2. 広域系統整備における設計業務イメージ

2

- 系統整備工事の設計に関する概略業務フローは以下のとおり。
- 設計フェーズが進むほど設計、工事費の精度が向上する傾向である。



3. 各フェーズでのコスト等検証の進め方（1）

3

- 実施案における概算工事費と、実施設計後の実施計画工事費ではコストの精度が異なり、各フェーズに応じた検証を実施することが妥当であるとする。
- 各フェーズ毎の検証の進め方について、以下に方向性を示す。

フェーズ1

- 実施案の段階ではあくまで概略設計であり、工事費についても概算額となることから、過去の工事実績との比較及び物品費等についてはメーカーヒアリング値を参考とし、コスト等の妥当性を確認することとする。

実施主体	広域機関事務局（実務をコンサル会社へ委託）
検討主体	広域系統整備委員会
検証内容	I. 概算工事費の検証 ➤ 過去実績、メーカーヒアリング値と照らし妥当な範囲に収まっているかを確認 ➤ 基本要件で定めた概算額との比較、差分分析 II. コスト低減策の確認 ➤ 実施案の提出時に提出されるコスト低減施策が妥当であるかの確認

<具体的進め方>

- ✓ 上記手法による検証であれば事務局で実施可能と考えるが、より客観性を高めるため専門的知見を有するコンサル会社等へ委託する。
- ✓ 検証結果の確認をする場としては、広域系統整備委員会とし、外部委託したコンサル会社をオブザーバーとして招聘し検証結果について報告する。

3. 各フェーズでのコスト等検証の進め方（2）

フェーズ2

- 事業実施主体においては、調達計画を可能な限り情報公開し、原則として競争発注を行うこと。
- 実施設計段階では、概算レベルより精度の高い実施計画工事費が算定されることから、その工事費及び調達プロセスについて、専門的知見を有するコンサル会社等への業務委託も活用し、検証作業を実施する。
- また、特定負担者、一般負担の実質の負担者である需要家への納得性向上及び検証の透明性確保の観点から、委員会の下にコスト等検証小委員会（仮称）を設置し、対外的に納得性が高い形で検証作業を進める。

実施主体

＜責任者＞ 広域機関事務局
＜業務委託＞ コンサル会社（事業実績のある事業者）

検討主体

コスト等検証小委員会（仮称）

報告先

広域系統整備委員会

検証内容

- I. 調達プロセスの検証
 - 調達情報の公開状況、競争発注の実施状況等を確認し、コスト低減施策の取組状況の適正性をチェック
- II. 実施計画工事費の検証
 - 主要工事の実施計画工事費、入札上限額のチェック 等

3. 各フェーズでのコスト等検証の進め方（2）

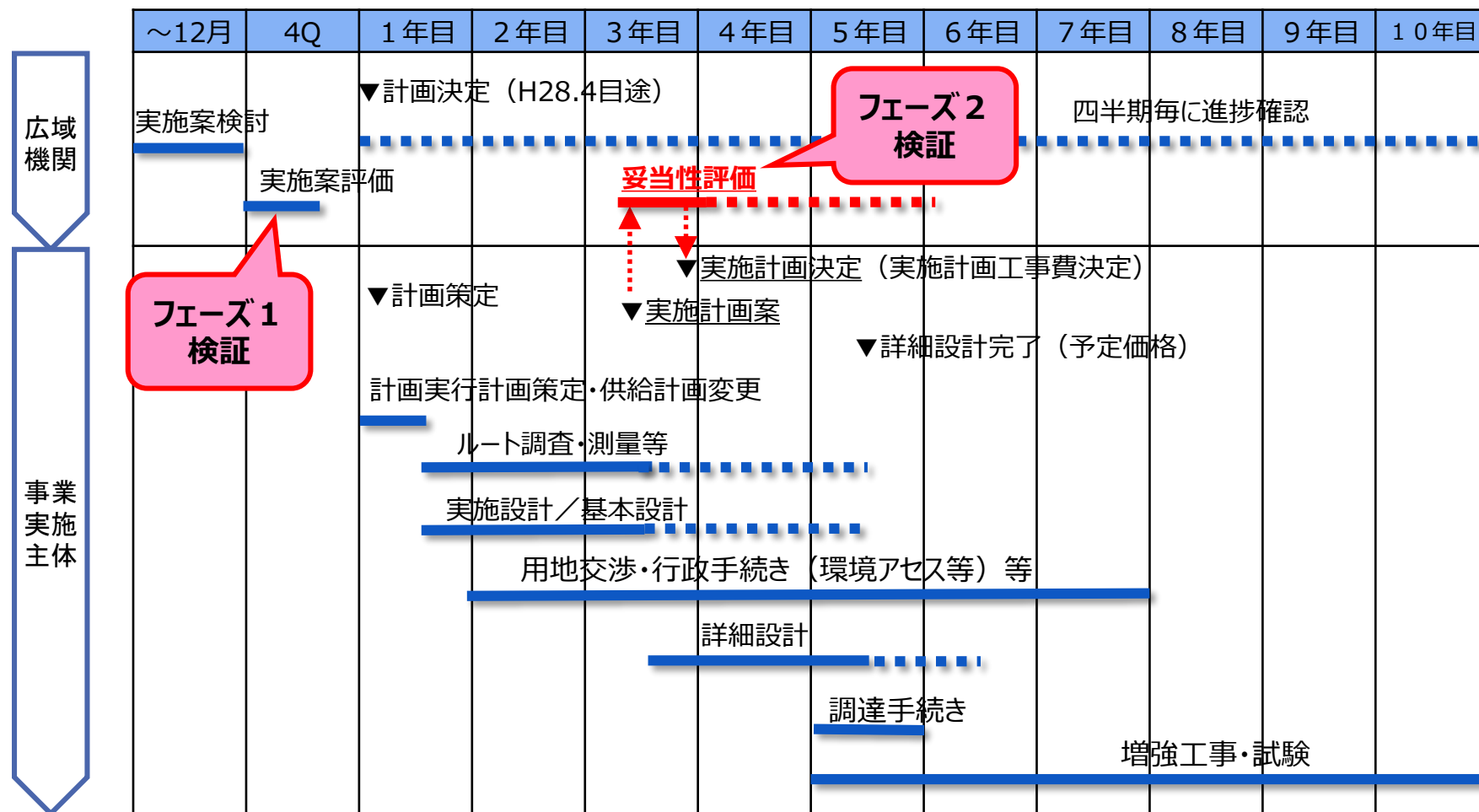
＜具体的進め方＞

- ✓ 各種工程毎に実施設計時期が異なることが想定され、検証を実施するタイミングを明確に判断する必要があるが、四半期毎の進捗報告の中で、実施設計等の状況を把握し、検証タイミングを見極めることとする。
- ✓ 検証の実務作業については広域機関事務局での作業能力を補完するため、この分野に知見のあるコンサル会社等にコンサルを依頼する。ただし、コンサル会社選定時には事業実施主体となる事業者との利害関係には十分留意が必要。
- ✓ 系統整備に要する期間が長期に及ぶことから、委託先との契約形態については委託先と十分な協議が必要。
（年間包括契約を締結し実績見合いで支払う、又は、必要なタイミングでスポット的な契約を締結するなど。）
- ✓ 小委員会の構成メンバーをどの分野の人材とすべきか、また、開催時期・頻度については、別途検討が必要。
（公認会計士、大学教授、メーカーなどか。）

4. 広域系統整備計画のコスト等検証の概略スケジュール

6

■ 前述のコスト検証方法の実施時期について、現時点のイメージは以下のとおり。（送電線工事を想定）



東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

実施案及び事業実施主体の公募要領

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

電力広域的運営推進機関

目次

I.	実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	1
II.	公募の目的	1
III.	スケジュール	1
1.	実施案の提出期限	1
2.	実施案及び事業実施主体の選定スケジュール	1
3.	公募要領の説明会等	2
IV.	応募意思の確認	2
1.	応募資格者	2
2.	応募意思の確認	2
(1)	提出書類	2
(2)	提出先	2
(3)	提出期限	2
(4)	提出部数	2
V.	応募資格の審査	3
VI.	説明会の開催	3
VII.	実施案の応募	3
1.	実施案の応募	3
(1)	実施案の記載事項	3
(2)	提出先	3
(3)	提出期限	3
(4)	提出部数	3
(5)	実施案の修正協議	3
(6)	実施案の内容修正の禁止	3
(7)	実施案の応募が無い場合の取扱い	3
(8)	留意事項	4
2.	応募を辞退する場合の取扱い	4
VIII.	実施案の記載事項	4
1.	実施案の基本方針	4
2.	実施案の記載事項	4
(1)	対策工事の概要	4
(2)	対策工事件名の概要	4
(3)	対策工事の選定理由	5
(4)	経済性	5
(5)	電力系統の安定性	6
(6)	対策の効果	6
(7)	事業実現性	6
(8)	事業継続性	6
(9)	他者設備への影響	6

(10) 将来拡張性.....	7
(11) 工事費低減の方策.....	7
(12) その他実施案の評価に資する事項.....	7
IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等.....	7
1. 実施案の要件との適合性.....	7
2. 実施案及び事業実施主体の評価方法.....	7
(1) 対策工事に関する事項.....	7
(2) 経済性.....	7
(3) 電力系統の安定性.....	7
(4) 対策の効果.....	8
(5) 事業実現性.....	8
(6) 事業継続性.....	8
(7) 将来拡張性.....	8
(8) その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項.....	8
3. 他者設備への影響の確認.....	8
X. 実施案及び事業実施主体の決定.....	8
XI. 応募に必要な情報の提供.....	8
XII. 他社設備の工事の実施及び維持・運用.....	9
XIII. 広域系統整備計画の変更.....	9
XIV. 情報の取扱い.....	9
XV. 本公募要領に記載の無い事項について.....	9
XVI. その他.....	9
XVII. 問合せ先.....	10

添付書類

別紙 実施案の要件

様式1 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

様式2 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募辞退理由書

様式3 秘密保持誓約書

I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯

本機関は、本年４月に東北東京間連系線（以下、「本連系線」という。）を活用して広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者から、本連系線の広域系統整備に関する提起を受けた。また、送配電等業務指針第２３条第１項第２号に規定される広域的取引の環境整備に関する検討開始要件においても、長期計画の空容量において開始要件に適合している状況を確認した。

このような状況を踏まえ、本機関は、業務規程第３１条第１項第２号ウに基づき、本年４月より本連系線の増強に係る検討を開始し、本連系線の増強ニーズを探索すべく本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集を実施するとともに、広域系統整備委員会において、増強対策案の具体的な検討を進めてきた。

そして、本機関は、本年９月、広域系統整備委員会における検討を経た上で、評議員会の審議を踏まえ、広域系統整備の基本要件を決定するとともに、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下、「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下、「事業実施主体」という。）の募集を行うことを決定した。

II. 公募の目的

本機関は、実施案及び事業実施主体の選定の公平性及び透明性を確保するため、実施案及び事業実施主体を公募する。

III. スケジュール

1. 実施案の提出期限

平成２８年 ５月 ９日（月）１７時

2. 実施案及び事業実施主体の選定スケジュール

・平成２８年 １月２７日（水）１７時	応募意思表明書の提出期限 〔応募意思を有する事業者が不在の場合、 実施案の募集を取り止める。〕
・平成２８年 ２月上旬	応募資格審査 応募意思表明者へ審査結果通知
・平成２８年 ２月中旬	公募要領の説明会
・平成２８年 ５月 ９日（月）１７時	実施案の提出期限
・平成２８年 ５月～８月	実施案及び事業実施主体の評価
・平成２８年 ８月（予定）	実施案及び事業実施主体の決定
・平成２８年 ９月（予定）	費用負担割合の決定
・平成２８年１０月（予定）	広域系統整備計画の決定

但し、スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性がある。

3. 公募要領の説明会等

公募要領の説明会その他スケジュールの詳細については、応募の意思を表明し本機関が応募資格を認めた事業者（以下、「有資格応募者」という。）に別途連絡する。

IV. 応募意思の確認

1. 応募資格者

実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の事業者とする¹。

- ① 一般電気事業者
- ② 卸電気事業者
- ③ 卸電気事業者となる許可を取得しようとする事業者²であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

なお、複数の事業者が連名による応募を希望する場合には、全ての事業者が応募資格を有することを必要とする。

2. 応募意思の確認

実施案及び事業実施主体の募集に対する応募を希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を本機関に提出する。なお、本機関は、期限までに必要書類を提出しない事業者からの実施案の応募は受け付けない。

（1）提出書類

- ・ 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書」（様式1）
- ・ 応募資格を有することを証する書類³

（2）提出先

「XⅦ. 問合せ先」と同一

（3）提出期限

平成28年1月27日（水）17時まで（必着）

（4）提出部数

1部

¹ 電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行後の応募資格者は、以下のとおりとする。

- ① 一般送配電事業者
- ② 送電事業者
- ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

² 新たに設立する法人により許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。

³ 卸電気事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）による卸電気事業の許可の審査基準に適合することを説明する書類の提出を要する。

V. 応募資格の審査

本機関は、事業者から提出された必要書類を確認の上、応募した全ての事業者に対し、平成28年2月上旬に審査結果を通知する。なお、有資格応募者がいない場合、本機関は、実施案及び事業実施主体の募集を取り止める。

VI. 説明会の開催

本機関は、平成28年2月中旬を目途に、有資格応募者を対象とした公募要領の説明会を開催する。説明会の日時等の詳細については、本機関から有資格応募者に対して別途連絡する。

VII. 実施案の応募

1. 実施案の応募

実施案及び事業実施主体の募集に対する応募を希望する有資格応募者は、以下のとおり、実施案を本機関に提出する。

(1) 実施案の記載事項

「Ⅷ. 実施案の記載事項」のとおり

(2) 提出先

「XⅦ. 問合せ先」と同一

(3) 提出期限

平成28年5月9日（月）17時（必着）

(4) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本（正を複写したもの） 6部

なお、必要により電子データの提出を求める場合がある。

(5) 実施案の修正協議

本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の議論を経ることなく、修正協議を行うことがある。

(6) 実施案の内容修正の禁止

実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められた場合はこの限りでない。

(7) 実施案の応募が無い場合の取扱い

有資格応募者からの応募が無かった場合、実施案及び事業実施主体の募集を取り止める。

(8) 留意事項

- ・ 実施案の応募は、1 事業者につき 1 件までとする。但し、複数の事業者が連名で実施案に応募する場合も 1 件までとする。
- ・ 本機関から追加書類の提出を依頼する場合がある。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、応募書類の補正を求める場合がある。
- ・ 複数の事業者が連名による応募を希望する場合には、実施案の対策設備ごとに、建設、維持及び運用の責任と役割を明確にした書類を添付する。

2. 応募を辞退する場合の取扱い

有資格応募者が実施案を提出しない場合には、「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募辞退理由書」(様式 2。以下、「辞退理由書」という。)を提出することを要する。本機関は、辞退理由書の内容について、個別に照会する場合がある。

VIII. 実施案の記載事項

1. 実施案の基本方針

実施案は、別紙「実施案の要件」(以下、「実施案の要件」という。)及び送配電等業務指針第 46 条に規定する考慮事項を踏まえ、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する。

2. 実施案の記載事項

(1) 対策工事の概要

工事概要、概略ルート、総工事費(小数点以下第 1 位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする)、所要工期及び完了予定年月(対策工事全体の概略工程表を含む)、本連系線の運用容量(万 kW 単位を切り捨てした 10 万 kW 単位)などにより対策工事全体の概要を記載する。

(2) 対策工事件名の概要

＜記載事項＞

対策工事件名毎に、以下を記載する。

- ① 工事概要(設備規模及び区分(新設、取替、除却等)を含む)
- ② 工事費の総額、内訳(工費、材料費、除却費、用地関連費等)、年度毎の支出額及び算出根拠(なお、金額については、小数点以下第 2 位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする)

但し、応募者が維持・運用する既設設備の設備更新、除却については、費用負担割合決定のために必要な諸元として、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(資源エネルギー庁)」に基づく「設備更新による受益」及び「設備のスリム化による受益」も算出して記載する。

- ③ 所要工期及び完了予定年月(工程表を含む)

<添付書類>

- ① 工事概要図又は設計図書等
単線結線図、機器配置平面図、送電線経過図、通信・給電（システム含む）・保護
継電器・計量設備概要説明書その他対策工事件名の概要の説明に必要な書類
- ② 設備の諸データ
対策設備毎の電圧、設備及び運用容量、インピーダンス等の基本的な仕様を記載し
た書類
- ③ 「設備更新による受益」及び「設備のスリム化による受益」の算出根拠（送配電等設
備費、受益調整係数、耐用年数等）

（３） 対策工事の選定理由

<記載事項>

本連系線の増強容量、工期短縮の観点も含めた送電ルートの妥当性、電力系統性能基準（送配電等業務指針第５２条に定める基準。以下同じ。）の充足性、法令又は政省令への適合性、経済性などを含めた総合的な観点から対策工事を選定した理由を記載する。

なお、本公募要領に示す広域系統整備の方策と異なる実施案により応募する場合には、本公募要領に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した理由も記載する。

<添付書類>

- ① 予想潮流図（対策工事实施の前後。発電、負荷の内訳を含む。）
- ② 検討に用いた系統関連データ（系統解析データは電中研ＣＰＡＴ形式とする（設定条件等含む））
- ③ 本連系線の増強容量の算出根拠（算出方法、諸元を含む）
- ④ 送電ルート選定の妥当性を説明する書類（迂回する場合や既設区間を別ルートで新設する場合等の理由、用地状況、鉄塔建替の必要性、常磐道沿いの用地を活用する案も含めた他案との比較検討結果等を含む）
- ⑤ 電力系統性能基準を充足していることを証する書類（解析結果・波形等）
- ⑥ 設備規模の妥当性を証する書類
- ⑦ 法令又は政省令への適合性を証する書類（準拠する法律・政省令の記載を含む）
- ⑧ その他対策工事の選定理由の説明に必要な書類

（４） 経済性

実施案の経済性を評価するために、実施案には以下の事項を記載する（金額については、小数点以下第２位を四捨五入した億円単位とし、消費税等相当額を含まない金額とする）。

- ① 年経費率
利子率と法定耐用年数を考慮して算出される工事費に対する年間の経費率（算出根拠を含む）
- ② 流通設備の維持・運用費用
対策工事の対象となる流通設備の維持・運用費用の年平均額（算出根拠を含む）

③ 送電損失電力量、送電損失額

- ・ 送電損失電力量については、対策工事の対象となる送電線及び対策工事により潮流が変化する広域連系系統の送電損失を送電線毎に記載する（小数点以下第1位を四捨五入し、万kWh単位とする）。
- ・ 送電損失額については、年間の損失額を記載する（送電損失の金額換算の方法を含む）。

④ 評価価格

評価価格として以下の算式に基づき算出された金額を記載する。

$\begin{aligned} \text{評価価格} &= \text{年経費（／年）} + \text{維持・運用費用（／年）} + \text{送電損失額（／年）} \\ & \quad (\text{年経費} = \text{工事費} \times \text{年経費率}) \end{aligned}$

（５） 電力系統の安定性

実施案の対策後の電力系統の安定性を評価するために、電力系統の運用に関する柔軟性の向上（広域連系系統の作業・故障時における本連系線の運用に与える影響を含む）、想定される対策工事箇所での事故発生時（過酷・稀頻度故障時を含む）のリスクその他対策後の電力系統の安定性に関して特筆すべき事項について、できる限り具体的かつ定量的に記載し、それを証する書類を添付する。

（６） 対策の効果

実施案の対策後の効果を評価するために、安定供給への寄与等に対し、特筆すべき効果（運用容量の増加に関する効果は除く）がある場合に記載し、それを証する書類を添付する。

（７） 事業実現性

実施案の事業実現性を評価するために、事業者の広域連系系統（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。以下同じ。）の建設（用地取得を含む）の経験、用地取得にかかる見通し（リスクとなる事項及びその場合の影響を含む）、工事の難易度等の事業実現性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

（８） 事業継続性

事業実施主体の事業継続性を評価するために、事業者の財務的健全性、広域連系系統の維持・運用に関する経験、事業者の流通設備の保守・運用の体制その他事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付する。

（９） 他者設備への影響

実施案の内容に当該実施案の応募者以外の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下、「他者設備」という。）の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者の確認の上、次に掲げる事項を記載し、それを証する書類を添付する。

- ① 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
- ② 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る）の妥当性
- ③ 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響が有る場合はその対策）

(10) 将来拡張性

将来の更なる運用容量拡大が必要となった場合において、実施案の対策工事が更なる広域系統整備に向けた効果的な実施案であるか評価するために、将来拡張性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

(11) 工事費低減の方策

工事費低減の方策（設計・調達等の各段階における工事費低減の方策（競争入札など調達方法の具体的な取り組みなど）を記載する。

(12) その他実施案の評価に資する事項

その他本機関による実施案の評価に資する事項を記載し、それを証する書類を添付する。

IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等

1. 実施案の要件との適合性

実施案は実施案の要件を充足することを要し、充足しない場合、実施案として採用しない。

① 必要な増強容量の確保

実施案の要件1.「必要な運用容量」記載の運用容量が確保できること。

② 所要工期

実施案の要件2.「広域系統整備が必要となる時期」記載の工期に適合すること。

③ 電力系統性能基準の充足性

電力系統性能基準を充足すること。

④ 法令又は政省令への適合性

法令又は政省令に適合すること。

2. 実施案及び事業実施主体の評価方法

実施案が別紙実施案の要件を充足する場合には、実施案及び事業実施主体について、以下の評価項目を総合的に評価する。

(1) 対策工事に関する事項

・本連系線の増強容量

対策工事によって、実施案の要件1.「必要な運用容量」記載の運用容量を超えて増加する場合には、増加する容量に応じて実施案を評価する。

・対策工事の所要工期及び完了予定年月

対策工事の所要工期が短い実施案を、所要工期に応じて評価する。

(2) 経済性

評価価格が安価な実施案を評価する。

(3) 電力系統の安定性

電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスクその他電力系統の安定性に対し、作業・故障時における運用、安定供給の確保などへ与える影響が小さい実施案を、その程度に応じて評価する。

(4) 対策の効果

本連系線の運用容量を増加させる他に、安定供給への寄与等の効果について、特筆すべきものがある場合には、その内容に応じて評価する。

(5) 事業実現性

事業者には実施案の建設を行う技術的能力を有することが認められることを前提に、用地取得リスクや工事の難易度等を考慮の上、工事費の増加又は工期の遅延につながるリスクが低い実施案を評価する。

(6) 事業継続性

事業者の財務的健全性、広域連系系統の維持・運用に関する経験、事業者の流通設備の保守・運用の体制を考慮の上、事業実施主体として適切かつ継続的に流通設備の維持・運用ができると認められる事業者の実施案を評価する。

(7) 将来拡張性

将来の更なる運用容量拡大が必要となった場合において、実施案の対策工事が更なる広域系統整備を効果的に実施できる実施案を評価する。

(8) その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項

その他特筆すべき事項があれば、その内容に応じて評価する。

3. 他者設備への影響の確認

本機関は、有資格応募者が実施案として提出した前記Ⅷ. 2. (9) の記載事項について、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に妥当性を確認する。

X. 実施案及び事業実施主体の決定

本機関は、前記Ⅸ. 2. による評価に基づき、平成28年8月を目途に実施案及び事業実施主体を決定の上、実施案を応募した全ての有資格応募者に対し、実施案及び事業実施主体の選定結果を通知する。

XI. 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格応募者から情報の提供の依頼があった場合、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、次の各号に掲げる情報を提供する。

- ① 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）
- ② 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）
- ③ 設備の諸データ（電圧、設備／運用容量、インピーダンス等）
- ④ 予想潮流図
- ⑤ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）
- ⑥ 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ

⑦ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

この場合、有資格応募者は、開示された情報の取扱いに関する秘密保持誓約書（様式3）を提出しなければならない。

XII. 他社設備の工事の実施及び維持・運用

事業実施主体は、広域系統整備計画に他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合には、本機関が認める場合に限り、他者設備を維持・運用する電気供給事業者により工事の実施及び工事後の設備の維持・運用を求めることができる。

XIII. 広域系統整備計画の変更

本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由により、広域系統整備計画の見直しが必要と認める場合又は広域系統整備計画の実現が困難であると認める場合は、広域系統整備計画の変更を行う。

なお、この場合において、事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず、工事費に変動が生じた場合は、契約の当事者間で差額について精算する。

XIV. 情報の取扱い

本機関が提出を受けた情報は、秘密情報として管理する。但し、国の法令、政省令及びガイドライン並びに本機関の業務規程、送配電等業務指針その他の規程類等に基づき系統利用者等に対して情報を開示する場合は除く。

XV. 本公募要領に記載の無い事項について

本公募要領に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針による。

XVI. その他

- ・書類等の追加提出を必要に応じて求める場合がある。
- ・提出した書類等は、原則として返却しない。
- ・有資格応募者に対して、実施案の提出前に検討状況を必要に応じて確認する場合がある。
- ・本機関は、本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の応募の取下げ等に伴い、広域系統整備の基本要件（実施案の要件）の変更、実施案の見直しの要請又は計画策定プロセス終了による公募の取り止めを行った場合であっても、有資格応募者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。

なお、この場合において、実施案の見直しを要請された有資格応募事業者は、実施案の見直しに協力するものとする。

XVII. 問合せ先

郵便番号 135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 計画部 伊藤、竹下

(電話：03-6632-0903、E-Mail：keitouseibi@occto.or.jp)

以 上

実施案の要件

1. 必要な運用容量

本連系線の運用容量を 5 7 0 万 k W（平成 3 3 年度以降の運用容量）から、5 5 0 万 k W以上の増強（1 1 2 0 万 k W以上）が必要である。

但し、本連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の応募が取り下げられた場合などにおいては、必要な増強容量を変更する可能性がある。

2. 広域系統整備が必要となる時期

提起者及び応募者の事業開始希望時期が平成 2 9 年度から平成 3 5 年度であること、及び、現時点において平成 3 1 年度以降の本連系線の長期空容量が 0 万 k Wであることを踏まえると、可能な限り早期の系統整備が必要であり、工期は 7 ～ 1 1 年程度を目標とする。

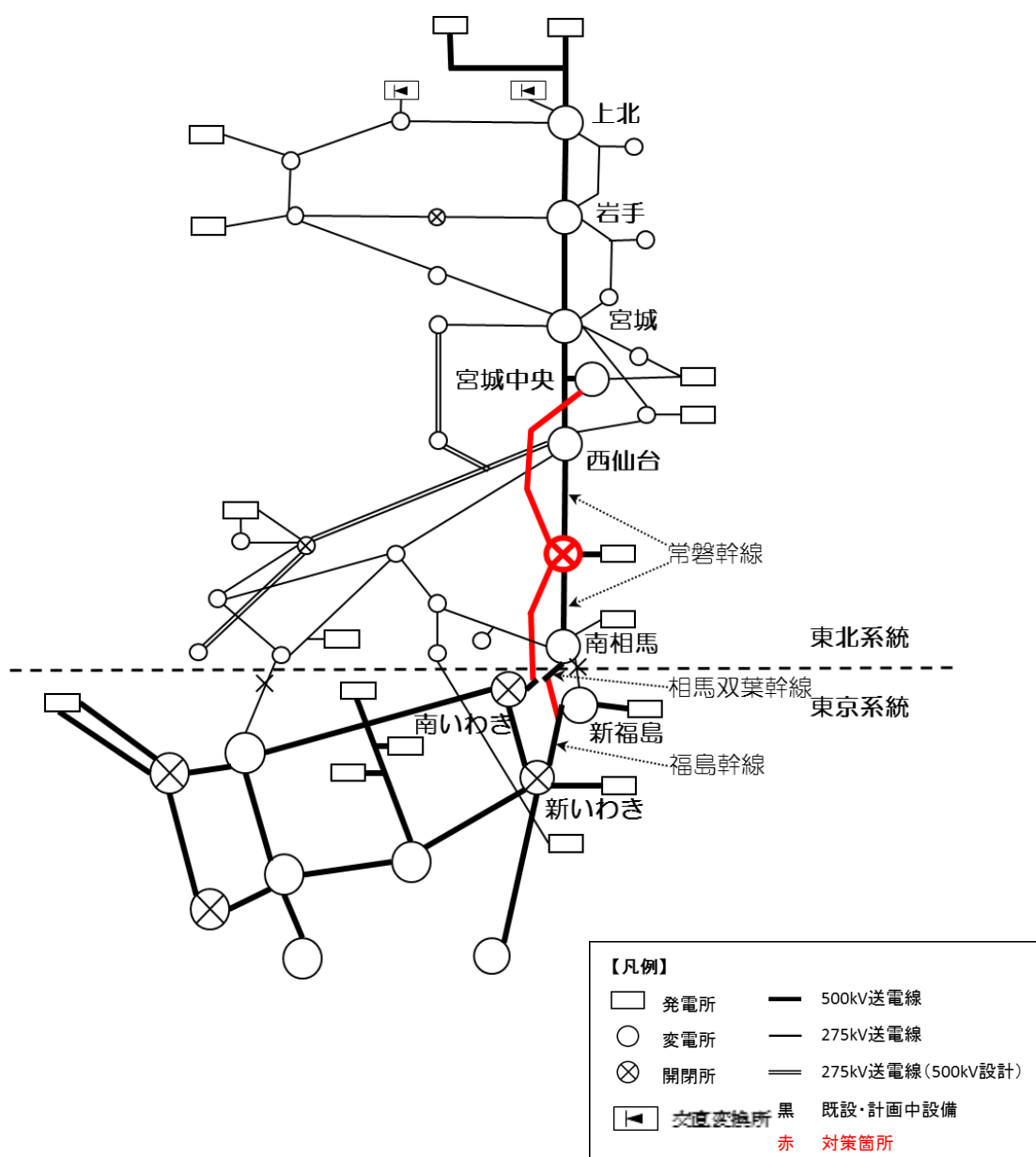
3. 広域系統整備の方策

（1）工事概要

広域的取引活性化を目的とした増強を実現するために、現在の相馬双葉幹線とは別に、新たな送電ルートの新設を計画する。また、連系線の運用容量算定に影響を与える連系線の周辺基幹送電線の対策工事を合わせて実施する。主要な対策工事の概要を下表に示す。

設備区分	対策工事概要
送電線	➤ 500kV 送電線新設 ● 南いわき開閉所近傍～新設開閉所 2 回線 60km 程度 ● 新設開閉所～宮城中央変電所 2 回線 80km 程度 ● 相馬双葉幹線接続変更地点～福島幹線 2 回線 10km 程度
開閉所	➤ 500kV 開閉所新設 ● 常磐幹線分岐箇所周辺 500kV 送電線引出口 10 回線
送電線引出口	➤ 500kV 送電線引出口増設 ● 宮城中央変電所 2 回線
その他設備	➤ 調相設備、系統安定化装置 他

(2) 概略ルート



4. その他

有資格応募者が、本公募要領に示す実施案の評価方法を踏まえ本公募要領に示す工事概要等より総合的に評価の高い方策があると考えられる場合には、必要書類を添付のうえ、本公募要領に示す広域系統整備の方策と異なる実施案により応募することを妨げない。

以 上

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書

当社は、下記のとおり、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の公募に対する応募資格を有しておりますので、実施案の応募の意思を表明します。

記

- ※ 公募要領に定める応募資格者の要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以 上

<連絡先>

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住所： 〒
- (4) 電話番号：
- (5) 電子メールアドレス：

F A X 番号：

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

【提出者】

所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募辞退理由書

当社は、下記の理由から、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の公募において、実施案の応募を辞退します。

記

- ※ 具体的な辞退理由を記載すること。
- ※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以 上

2. 連絡先

- (1) 連絡者所属：
- (2) 連絡者名：
- (3) 住所： 〒
- (4) 電話番号： F A X 番号：
- (5) 電子メールアドレス：

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

有資格応募者

所在地

名称及び代表者の氏名

[印]

秘 密 保 持 誓 約 書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」といいます。）が実施する行「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の公募」において、第 1 条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第 1 条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、当社が実施案の作成のために広域機関から開示を受けた情報であって、広域機関の業務規程第 7 条において「秘密情報」と定義されている情報を意味します。

第 2 条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

- a) 開示を受ける前に既に保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 本誓約書に違反することなく公知となった情報
- d) 広域機関又は関係する電気供給事業者が、第三者に開示可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第 3 条（秘密の保持および目的外使用の禁止）

当社は、実施案応募の前後を問わず、いかなる方法によっても情報を開示しないとともに、実施案の作成以外の目的で情報を使用いたしません。

第 4 条（情報漏えいを発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えいを発見した場合、直ちに広域機関に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第 5 条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

以 上

「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」に
関する業務委託契約書（案）

電力広域的運営推進機関（以下「甲」という。）と （会社名）
（以下「乙」という。）は「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」に関し、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- ・ 目 的 甲は、「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- ・ 委託業務の対価 委託業務の実施に要した経費の額。但し、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- ・ 完了期限 平成28年8月31日まで
- ・ 実績報告書の提出期限 納入物の検査完了後、10営業日以内
- ・ 納 入 物 報告書の電子媒体（DVD-R等）一式
その他詳細は実施計画書のとおり
- ・ 納入場所 甲の事務所
- ・ そ の 他 別添のとおり

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関 理事長 金本良嗣

乙 [所在地]
[会社名] [代表者氏名]

(実施計画書(仕様書)の遵守)

第1条 乙は、本契約に明記されていると否とを問わず、関係法令諸規則(要綱等を含む。)を遵守し、別紙1の実施計画書(仕様書)(以下「実施計画書」という。)に従って委託業務を実施しなければならない。

(計画変更等)

第2条 乙は、実施計画書を変更しようとするとき(事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用(人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。)の場合を除く。)は、あらかじめ様式第1により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

(履行体制)

第3条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第2により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 委託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称変更又は住所移転の場合。

(2) 事業参加者との契約における契約金額の変更のみの場合。

(3) 対価が金50万円未満の再委託(委託業務を第三者に委託することをいう。以下同じ。)、又は、印刷、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳その他これに類する業務に関する再委託に該当する場合。

3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(再委託)

第4条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない(以下、委託業務を再委託する第三者を「再委託先」という。))。

(1) 別紙2の履行体制図に定めるものである場合。

(2) 再委託の対価が金50万円未満である場合。

(3) 再委託が印刷、会場賃借(会場提供者からの付帯設備の賃借を含む。)、翻訳その他これに類する業務に関するものである場合。

- 2 乙は、再委託の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、あらかじめ様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託する場合には、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約の終了後も有効に存続する。
- 4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面をもって合意しなければならない。

（再委託に係る承認申請等の特例）

第5条 第3条第2項の履行体制図変更届出又は前条第2項の再委託に係る承認申請を要する事実が、第2条第1項の実施計画の変更に伴って生じる場合は、同項に基づき、計画変更が承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行い、又は、再委託に関する承認を得たものとみなす。

- 2 前条第2項の再委託の承認を得た場合は、その承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

（監督等）

第6条 乙は、甲が指定する職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

- 2 乙は、監督職員から要求があるときは、委託業務の進捗状況について報告しなければならない。

（知的財産等の使用）

第7条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっている物（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（納入物の提出）

第8条 乙は、本契約書に記載する完了期限（以下「完了期限」という。）までに、実施計画書に記載する納入物（以下「納入物」という。）を、様式第4により作成した委託業務完了報告書とともに、甲に提出しなければならない。

（委託業務完了の検査）

第9条 甲は、前条に基づき納入物の提出を受けた日から10営業日以内に、納入物の内容が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。

- 2 甲は、納入物の検査を完了した場合は、その結果を乙に通知しなければならない。

(実績報告書の提出等)

第10条 乙は、前条の甲による検査の結果、納入物の内容が本契約の内容に適合すると判断された場合には、前条第2項の通知後10営業日以内に、様式第5により作成した実績報告書（以下「実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前条の甲の検査の結果、納入物が本契約の内容に適合しないと判断された場合は、納入物を修正の上、甲に再提出しなければならない。甲は、納入物の再提出を受けた場合は、前条に準じて、納入物の内容について検査しなければならない。

(委託業務の対価の確定)

第11条 甲は、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により委託業務の対価を確定し、これを乙に通知しなければならない。この場合、甲が実績報告書の修正が必要と認めたときは、甲は、乙に対し、修正した実績報告書の提出を求めることができる。

2 甲は、実績報告書、経費の証ひょう、帳簿等の内容に誤りがあった場合には、前項の通知後であっても、必要に応じ、委託業務の対価を変更することができる。この場合、甲は、乙に対し、委託業務の対価を変更すべき理由及び変更後の金額を通知しなければならない。

(委託業務の対価の支払い)

第12条 乙は、前条第1項の通知を受けた後に、甲に対し、様式第6により作成した精算払請求書を提出する。甲は、精算払請求書の内容を確認の上、不備がないと認められた場合には、受領日から30日以内（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日まで）に委託業務の対価を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第13条 乙は、委託業務に関し、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 委託業務に従事した者ごとの実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等の内容を正確に記載しなければならない。

4 乙は、第1項及び第2項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第14条 乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、委託業務の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。

2 乙は、取得財産について様式第7による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合のほかは、委託業務完了後、様式第7により作成した取得財産明細表を実績報告書に添付して提出し、必要な場合は、処分に関して甲の指示を受けるものとする。

(現地調査等)

第15条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び委託業務の対価の確定のために必要と認めるときは、乙に対し必要な事項を報告させ、又は、乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(債権譲渡の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は、乙に対して、委託業務の対価、費用その他の一切の金員を支払う義務を負わない。

(1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し乙又は乙の役職員に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反し、甲の催告にもかかわらず、相当期間内に乙がこれを是正しないとき。

(情報セキュリティの確保)

第18条 乙は、甲に対し、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を提出しなければならない。

2 乙は、甲の承認を得た場合を除き、委託業務の内容及びその作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、委託業務のために甲から提供された情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。なお、本契約の終了後も、その効力を有する。

- 3 乙は、本契約が終了した場合において、甲が提供した紙媒体及び電子媒体の情報（これらの複製を含む。）が不要になったときには、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却その他の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、様式第8により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。但し、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 4 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかにその状況を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙は、委託業務を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第19条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に基づき個人情報の適切な管理のために乙が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更及び再委託先が再々委託等を行う場合についても同様とする。
 - 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第9により作成した個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - （1）甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2）甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 5 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査体制・検査手続等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示を行うことができる。
- 7 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、様式第8により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。但し、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 11 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（著作権等の帰属）

- 第20条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を、納入物の引渡時点において、甲に無償で引き渡すものとする。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(甲による契約の公表)

第21条 乙は、本契約の名称、概要、委託業務の対価、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

2 乙は、第4条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

(契約書の解釈)

第22条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託業務の対価（本契約締結後、委託業務の対価の変更があった場合には、変更後の対価）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再委託先等（再委託先（再委託が数次にわたるときは、すべての再委託先を含む。）及び再委託先が本契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに解除対象者との契約を解除し、又は再委託先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して解除対象者との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託業務の対価（本契約締結後、委託業務の対価の変更があった場合には、変更後の対価）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、

当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式第1)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

計画変更承認申請書

契約書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名

契約締結日	
契約件名	

2. 委託業務の対価（委託業務の対価の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託業務の対価	
---------	--

3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する(又は再委託先を変更する)理由	

6. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第 2)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 履行体制図（契約書別紙 2 に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第3)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

契約書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する(又は再委託先を変更する)理由	

3. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第4)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

委託業務完了報告書

契約書第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 委託業務の対価

委託業務の対価	
---------	--

3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限	
----------	--

4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	
-----------	--

(様式第5)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

実績報告書

契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 委託業務の対価

委託業務の対価	
---------	--

3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	
---------	--

4. 委託業務実施期間中の進捗管理状況（注1）

日程	対応者	連絡事項

5. 委託業務に要した経費

(1) 支出総額

総括表（注2）

（単位：円）

区分	委託業務 の対価	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

（2）支出内訳（実施計画書中、支出計画の例により作成すること。）

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

< 記載要領 >

(注 1) : 委託業務実施期間中の進捗管理状況は、以下の記入例のように記載する。

日程	対応者	連絡事項
○年○月○日	・ 電力広域的運営推進機関 計画部○○マネージャー ・ ○○株式会社○○部長	・ ○○○○○事業の中間報告 ・ 今後のスケジュール
○年×月×日	・ 電力広域的運営推進機関 計画部○○担当 ・ ××株式会社××課長	・ ×××××調査に係る出張報告 ・ 今後のスケジュール

(注 2) : 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・ 区 分 支出計画中の区分経費の名称を記載する。
- ・ 委託業務の対価 区分経費ごとに、委託業務の対価（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。
- ・ 流 用 額 支出計画の区分経費の 10 パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。
- ・ 消費税等組入額 区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。
- ・ 流用等後額 委託業務の対価、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・ 支出実績額 委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。
なお、一般管理費の額は、支出計画において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する支出実績額の合計額に、支出計画における一般管理費の実質率（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の実質率）を乗じて得た額を超えてはならない。
- ・ 受けるべき委託金の額 区分経費ごとに、流用後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

総括表（注 2）

（単位：円）

区分	委託業務の 対価	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
1.人件費	1,000,000	-10,000	79,200	1,069,200	1,139,500	1,069,200
2.事業費	1,000,000	-10,000	79,200	1,069,200	1,039,500	1,039,500
3.再委託費	500,000	20,000	41,600	561,600	546,000	546,000
4.一般管 理費	200,000	-	16,000	216,000	217,900	216,000
小計	2,700,000	-	-	-	-	-
消費税及び 地方消費税 相当額	216,000	-	-	-	-	-
合計	2,916,000	-	216,000	2,916,000	2,942,900	2,870,700

(様式第 6)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

精算払請求書

契約書第 1 2 条の規定に基づき、精算払いを下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	
------	--

3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(様式第7)

取得財産管理台帳／取得財産明細表（平成 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考	管理方法
(イ)	〇〇〇〇器	GP-1XXX	1	552,000 円	552,000 円	H22.01.20	東京都〇〇 区〇〇 X-X-X 〇〇検査所 内倉庫	継続使用： 可 傷：有（外装 に使用に伴 う傷がある が、機能に支 障をきたす ものではない。 ） 特記事項：ノ ウハウ財産	

(注)

1. この様式は、管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。なお、対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税込みで20万円以上の財産とする。但し、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで20万円以上とする。
2. 区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図書類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 規格は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
4. 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
5. 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
6. 保管場所は、住所及び保管場所を記載すること。
7. 備考は、財産の状態（継続使用の可否・傷の有無・特記すべき事項）を記載すること。
特記すべき事項の例
 - ・ノウハウ財産
 - ・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期 等）
 - ・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続使用には交換の必要がある。

※ 管理方法への記載は不要

(様式第 8)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

返却又は廃棄等報告書

契約書第 18 条第 3 項又は第 19 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 返却又は廃棄等の方法

NO	資料名	媒体	返却・廃棄 の別	個人情報 の有無	返却・廃棄の方法

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(様式第9)

記 号 番 号
平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 実施体制図（契約書別紙2の履行体制に準じて作成。但し第4条第1項の規定による再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

変更前	変更後

3. 取り扱う個人情報の内容、業務の概要等

取扱業務の委託先の氏名又は名称	取扱業務の委託先の住所	再委託する理由	個人情報の内容	再委託する業務の概要

※必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

実施計画書（仕様書）

1. 事業内容

※入札公告時の仕様書の内容を記載。

2. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

3. その他

別添提案書のとおり。

以 上

(別添)

支出計画書

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費			
2. 事業費			
3. 再委託費			
4. 一般管理費			
5. 小計			
6. 消費税及び 地方消費税			
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

(別添)

提案書

履行体制図

(参考)

【履行体制図に記載すべき事項】

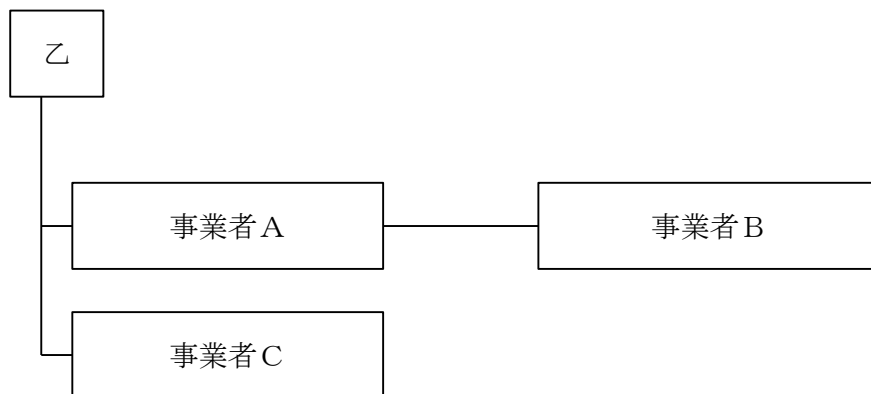
- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

ただし、次に掲げる事業参加者については記入の必要は無い。

- ・契約金額 50 万円未満の契約の相手方
- ・印刷、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳その他これに類する契約の相手方

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲
A	東京都〇〇 区・・・・	円	
B			



広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査
(東北東京間連系線)

応札資料作成要領

平成28年4月6日

電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 提案要求事項
- 2.3 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3.4 留意事項

第 4 章 提案書雛形

- 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
- 4.2 提案書雛形

第 5 章 その他

- 5.1 工数

第 6 章 別紙

- 6.1 （別紙 1）提案書雛形
- 6.2 （別紙 2）質問状

本書は、「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）の仕様を記述（目的・内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	電力広域的運営推進機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の提案書 書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・ 応札者が提案する調査の内容、実施体制等 ・ 実施計画 ・ 業務従事者の資格、確保 ・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧 における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
4	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）。	電力広域的 運営推進機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	電力広域的 運営推進機関
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	電力広域的 運営推進機関
得点配分	各項目に対する最大加点	電力広域的 運営推進機関
雛形頁番号	（別紙1）提案書雛形*における雛形の頁	電力広域的 運営推進機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

*：応札者が提案書を作成する際に参考とすることが可能な提案書の雛形。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本要領第4章を参照のこと。

2.3 添付資料

評価項目一覧中の補足添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表 5 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）。	電力広域的運営推進機関
資料内容	応札者に提案を要求する内容	電力広域的運営推進機関
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	電力広域的運営推進機関
雛形頁番号	（別紙 1）提案書雛形*における雛形の頁	電力広域的運営推進機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す（表 6）。

提案書は、表 6 の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛形」を参照すること。

[表 6 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	調査の目的、内容及び実施方法	広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）の目的、調査内容及びその実施方法等。
2	調査実施計画	実施内容、実施スケジュールの妥当性等。
3	調査実施体制	本調査の体制、業務ノウハウの蓄積等。
4	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。具体的には、実施体制、担当者略歴、会社としての実績等。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全10部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又はPDF形式とする（これに拠りがたい場合は、電力広域的運営推進機関まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、電力広域的運営推進機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、電力広域的運営推進機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に電力広域的運営推進機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり25分程度（発表15分、質疑応答10分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、平成28年4月14日（木）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと電力広域的運営推進機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- ① 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目（詳細は、提案書雛形を参照）を提案書に含めなければならない。
- ② 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来るかは、別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙1を参照。

第5章 その他

5.1 工数

提案書雛形15頁の書式に従って、入札仕様書における業務の単位（又はそれを細分化した業務の単位）で、業務実施者のクラス（例：主任研究員、研究員等）別の工数を提出すること。

第 6 章 別紙

6.1 （別紙 1） 提案書雛形

6.2 （別紙 2） 質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

【1 調査の目的、内容及び実施方法】

1.1 調査目的

6.1（別紙1）提案書雛形

記述内容

・調査の目的について具体的に記述する。

・調査の目的

【基礎点評価の観点】

・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。

記述内容

・調査内容について具体的に記述する。

・ 調査内容

【基礎点評価の観点】

- ・ 調査内容が、調査目的と整合しているか。

【加点点評価の観点】

- ・ 調査内容が、具体的かつ詳細か。
- ・ 電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか。（新規性・独創性）

記述内容

・調査実施方法について具体的に記述する。

・調査実施方法

【基礎点評価の観点】

- ・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。
- ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。

【加点評価の観点】

- ・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。
- ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。

【2 調査実施計画】

2.1. 調査実施計画

6.1（別紙1）提案書雛形

記述内容

・確実に成果をあげるために、応募者が行う調査実施計画（作業内容・スケジュール）について、主要なマイルストーンを記述し、提案したスケジュールの根拠を具体的・客観的に記述する。

・ 作業内容、スケジュール

■ スケジュール

（以下の項目等を含めて記述）

- ・ 調査内容、担当者、開始日、終了日、作成資料名、マイルストーン

作業ID			作業項目			作業内容	担当	開始日	終了日	作成資料	平成〇〇年〇月				〇月			
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類													
100			●●●●●●															
	111			XXXX														
		XXX			●●●													
		XXX			●●													
120				□□□□														
					●●													
					●●													
130				△△△△														
					●●													
					●●													

記述例

【基礎点評価の観点】

- ・ 調査目的・内容に対し、調査実施計画（スケジュール）は妥当か。

■ 工夫及び遅滞なく調査を完了するための工夫

- ・ 過去にXXXXにて利用したスケジュールをテンプレートにしてスケジュールを作成した。
- ・ XX
- ・

【加点点評価の観点】

- ・ 調査実施計画（スケジュール）に、調査を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。
- ・ 調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか

【3 調査実施体制】

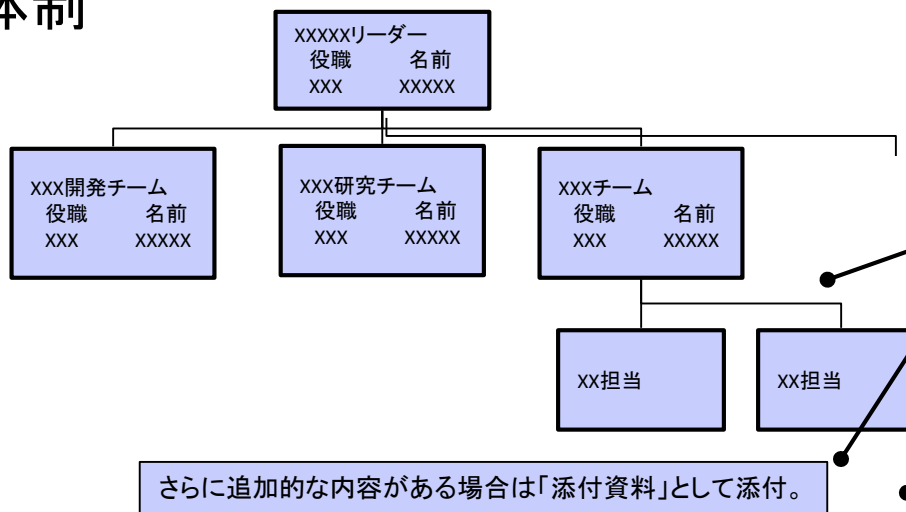
3.1 調査実施体制、役割分担

6.1（別紙1）提案書雛形

記述内容

- ・調査の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。
- ・実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する応札者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを具体的に客観的に記述する。（例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに重視させる」等

実施体制



記述例

【基礎点評価の観点】

- ・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。
- ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
- ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。

【加点点評価の観点】

- ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

役割分担

- 各チームの主な役割
- 各チームの担当者数
- 提案書に別途含める、実務担当者の略歴への参照 等

記述内容

・組織として、本調査に関する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記述する。

・専門知識、ノウハウ

- XXXXXXXXXXXX
- 提案書に別途含める、XXXXXXXXXXの参照 等

・過去の実績

（以下の項目等を含めて記述）

- 提供先（※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「中央府省A」といった形式で記述する）
- 実施概要
- 実施時期
- 主たる業務実施担当者 等

・調査に活かされるネットワーク

（以下の項目等を含めて記述）

- ネットワークを有する関係事業者
- 調査への活用方法

記述例

【基礎点評価の観点】

- ・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積はあるか。

【加点点評価の観点】

- ・組織として類似事業の実績があるか。
- ・組織として調査内容に活かされる専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか。
- ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

記述内容

・本調査に従事する予定の者の、本事業分野に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、過去の経験について記述する。

・ 担当者名

（以下の項目等を含めて記述）

- 部署・役職
- 予定担当業務
- 役割
- 業務経験（顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間）
- 略歴・保有スキル・専門知識等
- 過去の実績

・ 担当者名

（以下の項目等を含めて記述）

- 部署・役職
- 予定担当業務
- 役割
- 業務経験（顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間）
- 略歴・保有スキル・専門知識等
- 過去の実績

・ 調査に活かされるネットワーク

（以下の項目等を含めて記述）

- 調査担当者がネットワークを有する関係事業者
- 調査への活用方法

記述例

【基礎点評価の観点】

- ・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。

【加点評価の観点】

- ・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。
- ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識、ノウハウ等の蓄積があるか。
- ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

記述内容

・事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制（経理処理体制等）について記述する。

● 経営基盤について

■ 資金・設備の状況

✓ XXXXXXXXXXXX

【基礎点評価の観点】

・調査遂行のための経営基盤を有しているか。

✓ XXXXXXXXXXXX

✓ XXXXX

【加点評価の観点】

・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。
(支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。)

■ 管理体制について

● XXXXXXXXXXXX

● XXXXXXXXXXXX

【4 添付資料】
4.1 調査実施に係る工数

6.1（別紙1）提案書雛形

記述内容	・「2.調査実施計画」にて提案した調査実施方法を実現するために必要な工数を、入札仕様書における業務の単位（又はそれを細分化した業務の単位）で調査従事者のクラス別（主任研究者、研究者等）の工数を記述する。 ※「2.調査実施計画」の内容と整合性があること。
------	---

・ 【契約件名】 見積り詳細

記述例

業務				担当者のクラス別工数（人月）/月				工数 （業務中項目 単位）
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	●●●に係るもの							
		1)	× × × ×					
		2)	× × × ×					
(2)	○○○に係るもの							
		1)						
		2)						
		...						
			合計（工数）					

【4 添付資料】

6.1（別紙1）提案書雛形

4.2 事業実績及び類似事業実績 一官公庁における、事業の実績

【4 添付資料】

6.1（別紙1）提案書雛形

4.2 事業実績及び類似事業実績 一官公庁も含めた、類似事業の実績

4.3 実施体制及び事業従事者略歴 一本調査実施のための体制図

4.3 実施体制及び事業従事者略歴 一事業従事者の略歴・実績

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号
					合計	基礎点	加 点				
大項目	中項目	小項目	細項目	提案要求事項				基礎点	加 点		
1 調査の目的、内容及び実施方法											
	1.1	調査目的	・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。		7	
	1.2	調査内容	・調査内容が、調査目的と整合しているか。 ・調査内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか（新規性・独創性）。	必須	40	10	30	・調査内容が、調査目的と整合しているか。 ・調査内容が、具体的かつ詳細か。	・調査内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか（新規性・独創性）。	8	
	1.3	調査実施方法	・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。	必須	35	10	25	・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。	・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。	9	
2 調査実施計画											
	2.1	調査実施計画	・調査目的・内容に対し、調査実施計画（スケジュール）は 妥当か。 ・調査実施計画（スケジュール）に、調査を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	必須	25	5	20	・調査目的・内容に対し、調査実施計画（スケジュール）は 妥当か。 ・調査実施計画（スケジュール）に、調査を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。		10	
3 調査実施体制											
	3.1	調査実施体制・役割分担	・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	15	5	10	・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。	・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	11	
	3.2	組織としての専門性、類似事業実績	・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	必須	35	5	30	・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	12	
	3.3	調査従事予定者の専門性、類似事業実績	・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	必須	35	5	30	・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	13	
	3.4	調査遂行のための経営基盤・管理体制	・調査遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	必須	10	5	5	・調査遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	14	

提案書の目次						
大項目	中項目	小項目				
			資料内容	提 案 の 要 否	雛形頁番号	提案書頁番号
4 添付資料						
	4.1	調査実施に係る工数		必須	15	
	4.2	事業実績及び類似事業実績	・官公庁における、事業の実績	任意	16	
			・官公庁も含めた、類似事業の実績	任意	17	
	4.3	実施体制及び事業従事者略歴	・本調査実施のための体制図	任意	18	
			・事業従事者の略歴・実績	任意	19	

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -												
提案書の目次				提案要求事項	評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目	細項目			合 計	基 礎 点	加 点				
基礎点						加点						
1 調査の目的、内容及び実施方法												
	1.1	調査目的	・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・調査の目的が、電力広域的運営推進機関の調査目的に合致しているか。		7		
	1.2	調査内容	・調査内容が、調査目的と整合しているか。 ・調査内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか（新規性・独創性）。	必須	40	10	30	・調査内容が、調査目的と整合しているか。 ・調査内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する調査内容以外に、本調査目的に対して有効な調査内容が提案されているか（新規性・独創性）。		8		
	1.3	調査実施方法	・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。	必須	35	10	25	・調査実施方法が、調査目的・内容と整合しているか。 ・調査実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な調査実施方法が採られているか。 ・調査実施方法について、創意工夫が見られるか。		9		
2 調査実施計画												
	2.1	調査実施計画	・調査目的・内容に対し、調査実施計画（スケジュール）は 妥当か。 ・調査実施計画（スケジュール）に、調査を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	必須	25	5	20	・調査目的・内容に対し、調査実施計画（スケジュール）は妥当か。 ・調査実施計画（スケジュール）に、調査を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・調査実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。		10		
3 調査実施体制												
	3.1	調査実施体制・役割分担	・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	15	5	10	・調査の実施体制図及び役割が、調査内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・調査を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、調査を速やかに開始する体制が確保されているか。	・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	11		
	3.2	組織としての専門性、類似事業実績	・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	必須	35	5	30	・組織として調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	・組織として類似事業の実績があるか。 ・組織として調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	12		
	3.3	調査従事予定者の専門性、類似事業実績	・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	必須	35	5	30	・調査従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	・調査従事予定者に、類似事業の実績があるか。 ・調査従事予定者に、調査内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・調査従事予定者は、調査内容に活かされる関係事業者（一般送配電事業者・送電事業者、製造メーカー、施工会社）とのネットワークを有しているか。	13		
	3.4	調査遂行のための経営基盤・管理体制	・調査遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	必須	10	5	5	・調査遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	14		

--

Title: 評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次						
大項目	中項目	小項目				
			資料内容	提 案 の 要 否	雛形頁番号	提案書頁番号
4 添付資料						
	4.1	調査実施に係る工数		必須	15	
	4.2	事業実績及び類似事業実績	・官公庁における、事業の実績	任意	16	
			・官公庁も含めた、類似事業の実績	任意	17	
	4.3	実施体制及び事業従事者略歴	・本調査実施のための体制図	任意	18	
			・事業従事者の略歴・実績	任意	19	

広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査
(東北東京間連系線)

評価手順書 (加算方式)

平成28年4月6日

電力広域的運営推進機関

本書は、「広域系統整備計画実施案に係るコスト等調査（東北東京間連系線）」に関する評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、1：1とする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を200点、価格点の配分を200点とする。

技術点	200点
価格点	200点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧」の「提案要求事項（項番1～3）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。
- ② 別添「評価項目一覧」の「添付資料（項番4）」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「提案要求事項（項番1～3）」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛型」にて「基礎点評価の観点」として示している。

3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。